

(参考) 補助対象事業、補助基準額及び想定される活用例

①人材確保体制構築支援事業

補助対象事業	補助基準額	想定される活用例
研修体制の構築の支援	1 事業所当たり 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修カリキュラムの作成、見直しやキャリアアップの仕組みづくり等に要する経費</li> <li>・ホームヘルパー等のスキルアップのための研修（別事業者が実施する研修会に参加する場合も含む。）の受講に要する経費等</li> </ul>
中山間地域等・離島等地域（旧津久井町・旧藤野町）の事業所における採用活動の支援	1 事業所当たり 30 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費等</li> </ul>
経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	<p>【中山間地域等・離島等地域（旧津久井町・旧藤野町）に事業所が所在する場合】</p> <p>30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円</p> <p>30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円</p> <p>※経験年数の短いホームヘルパー等 1 人につき 30 回まで（30 分未満及び 30 分以上の合計回数）</p> <hr/> <p>【その他】</p> <p>30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円</p> <p>30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円</p> <p>※経験年数の短いホームヘルパー等 1 人につき 30 回まで（30 分未満及び 30 分以上の合計回数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数が短いホームヘルパー等（①訪問介護員として勤務した年数が 1 年未満又は②直近の訪問介護員としての勤務が 3 年以上前）への同行支援に係る経費（人件費）等</li> </ul>

## ②経営改善支援事業

補助対象事業	補助基準額	想定される活用例
経営改善の支援	1 事業所当たり 40 万円	<p>・ 経営基盤の強化及び経営状況の改善又は各種加算の新規取得支援等を目的として、①専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）から指導等を受けるのに要する経費及び②事務作業を行うための臨時職員を雇用する経費</p> <p>※臨時職員の雇用に要する経費については、各種加算の新規取得支援等の経営基盤の強化等を図るために雇用した場合の期間に限られる。また、人材紹介会社等に対して支払う紹介料等については補助対象とならない。</p>
登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）	<p>・ 登録ヘルパー等（（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパー）が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費</p> <p>・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費</p> <p>※単純な賃上げに活用いただくことはできません。</p>
<p>小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援</p> <p>【申請は、事業者グループの中から代表となる法人（以下「グループ代表」という。）を定めた上で、グループ代表が申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金をグループ代表が受けるもの】</p>	<p>【中山間地域等・離島等地域（旧津久井町・旧藤野町）に所在する事業所の<u>み</u>を運営する法人を含む場合】</p> <p>1 事業者グループ当たり 200 万円</p> <p>【その他に事業所が所在する場合】</p> <p>1 事業者グループ当たり 150 万円</p>	<p>・ 補助要件（相模原市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱第 3 条（2）ウ参照）に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが実施する「人材募集や一括採用、合同研修等の実施」、「従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組」、「人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化」に要する経費等</p>
介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1 事業所当たり 30 万円	<p>・ 介護人材や利用者確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費やリーフレット、チラシ等の作成・印刷等の広報に要する経費</p>